

令和6年度公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター事業計画

事 業 名	実 施 計 画	事 業 内 容
広 報 啓 発 事 業 (第1号)	1 暴力追放県民大会の開催 2 暴力団排除に関する知識を普及するための広報啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年11月6日（水）不二羽島文化センターにおいて、県警と合同で「第32回暴力追放岐阜県民大会」を開催し、県民の暴力団排除意識の更なる高揚を図る。 ○ 各種メディアの活用 暴力相談、不当要求防止責任者講習等の事業内容を県民に周知するため、新聞、市町村広報誌等の各種広報媒体を活用する。 ○ 広報資料の発行 広報誌「暴追ネットワーク」、「暴追だより」、暴追ポスター、カレンダー、暴排グッズ等を作成し配布する。
地 域・職 域 支 援 事 業 (第2号)	1 各地域、職域暴排活動支援事業の推進 2 各種団体、企業等の暴力排除活動に対する支援 3 暴力追放推進委員活動の効果的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で結成された暴力団排除組織の活動の継続と活性化のため、活動助成金の交付、各種資料の提供など、地域における暴力団排除意識の高揚に努める。 ○ 職域で結成された暴力団排除組織に対する講話の実施や各種資料の提供により、暴力団をはじめとした反社会的勢力の排除意識の普及・高揚に努める。 ○ 企業等のコンプライアンス部門と連携し、暴力団排除意識及び不当要求に対する対応要領の普及、定着を図る。 ○ 地域及び職域における意見・要望の集約及び報告を積極的に行わせるなど、効果的な運用を図る。
暴 力 相 談 事 業 (第3号)	1 常設暴力相談事業の推進 2 弁護士による「暴力追放相談」利用の促進 3 巡回暴力相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談委員の相談能力の向上と県警察及び民暴委員会と緊密な連携を図り、速やかな問題解決を図る。 ○ 民暴委員会弁護士による「暴力追放相談」の周知を図る。 ○ 賛助会事業所等を巡回し、潜在している不当要求事案の把握と対応要領の普及に努める。

事業名	実施計画	事業内容
少年対策事業 (第4号)	1 暴排条例が求める暴力団の影響を排除する活動の推進 2 青少年の被害防止活動の実施	○ 青少年に対し、暴力団の真の実態等を認識させ、暴力団に加入することを防止する等の活動を行う。 ○ 県警察と連携し、少年指導委員に対する研修等を実施し、青少年を暴力団から守る活動の強化を図る。
暴力団離脱者社会復帰支援事業 (第5号)	1 暴力団離脱促進活動の実施 2 「暴力団離脱者社会復帰支援協議会」事業の推進	○ 社会復帰アドバイザー及び関係機関と連携し、離脱の促進及び就労支援を強化する。 ○ 協議会参加団体との連携強化により、 ・社会復帰支援事業の周知 ・離脱受け入れ事業所の拡大等を図る。
公安委員会受託事業 (第6号)	1 不当要求防止責任者講習の実施	○ 県内の事業者が選任した不当要求防止責任者を対象に県下全域で年間25回、1,500人を目標に実施する。 ○ 各種メディアを積極的に活用し、不当要求防止責任者の選任を広く推奨し、受講者数の拡大を図る。 ○ Web会議システムを活用した講習会を実施する。
不当要求情報管理機関援助事業 (第7号)	1 情報支援活動の実施	○ 「公益財団法人競馬保安協会」、「日本証券業協会」、「預金保険機構」に資料や情報を提供し活動を支援する。
被害者保護救済事業 (第8号)	1 訴訟費用等貸付事業の推進 2 見舞金の給付事業の実施	○ 暴力団に対する損害賠償請求等の対象事案の把握と必要な民事訴訟費用等の無利子貸付を積極的に行う。 ○ 暴力団犯罪被害者に対し、見舞金を支給する。
研修事業 (第9号)	1 事業所等が実施する研修会での暴排講演の実施 2 企業防衛塾（きぼう塾）の実施	○ 事業所、団体が実施する研修会を活用し、暴力団排除に関する講演を実施する。 ○ 業種毎に参加を呼びかけ、事業所間での反社会的勢力に関する情報の共有化を図る。

事業名	実施計画	事業内容
研修事業 (第9号)	3 特定の職域団体等に対する講習会、講演活動の実施 4 暴力追放推進委員研修会の開催	○ 単一職域・団体等特定の目的に特化した個別講習会、講演会の充実に努める。 ○ 暴力追放推進委員に対する研修会を開催し活動の活発化を図る。
暴力団調査研究事業 (第10号)	1 暴力団等の活動実態調査及び研究の実施 2 民事介入暴力被害者救済センターとの情報交換	○ 刊行物等から暴力団の活動実態等の情報収集に努めるほか、関係機関が開催する研修会等に参加し、情報を収集する。 ○ 責任者講習等の機会を捉えアンケート調査を実施する。 ○ 民暴弁護士と新たな民事介入暴力手口の現状等について、定期的に情報交換を実施する。
暴力団対策功労者等表彰事業(第11号)	1 暴力追放運動功労者・団体等の表彰	○ 暴力追放運動に尽力した個人及び団体、センターの事業に対する支援等の功労者・団体に対する表彰を行う。
日常生活の平穏確保等事業(第12号)	1 暴力団事務所付近における日常生活の平穏を確保	○ 県警察、弁護士会等と連携し、暴追センタービルを暴力団排除活動の拠点として、暴力団排除運動の更なる高揚を図る。